

TAINS

Tax Accountant Information Network System

はじめに

有料老人ホームに入居後、相続が開始した場合、入居契約に基づき入居一時金に係る返還金がその受取人に支払われることがあります。

その入居一時金の返還金について、みなし贈与財産(相法9、経済的利益)に該当するとの判決が公表された後、本来の相続財産であるとする東京地裁・東京高裁の判決が出されました。

今回は、この判決と判決を中心にご紹介します。

I 入居一時金の返還金

1 みなし贈与財産とした判決

平25. 2. 12公表判決
(一部取消し) J90-4-10

<事案の概要>

被相続人は、平成21年6月13日、K社との間で、同社が運営する介護型有料老人ホームへの入居契約を締結しました。その際、入居一時金の返還金の受取人はG(被相続人の甥)とされていました。

被相続人は、平成21年6月23日、入居一時金7,980,000円をK社へ支払いましたが、同年7月に相続が開始し、K社は、9月30日、G名義口座に、入居一時金の返還金7,649,098円(本件返還金)を振り込みました。

この事案は、原処分庁が申告漏れ財産(本件返還金等)があると更正処分等を行ったことから、審査請求人が、弟Gが被相続人に預けていた金員(本件預け金)があったことを前提に、本件返還金はGに帰属する財産であるなどとして、その取消しを求めたものです。

<審判所の判断>

審判所では、本件預け金の存在を認めることはできないとしたうえで、次のとおり、本件返還金はみなし贈与財産(相法9)になると判断しました。

① 入居契約には、入居者が死亡した

場合に、返還金受取人となっていない入居者の相続人に返還金を返還することを可能とする条項は存しないことに照らすと、入居契約に存する返還金受取人に関する条項は、返還金の返還を請求する権利者を定めたものというべきである。

② 入居契約の内容によれば、入居契約のうち入居一時金の返還金に係る部分は、入居者(被相続人)とK社との間で締結された、入居者死亡時の返還金受取人(G)を受益者とする第三者のためにする契約であって、入居者死亡時の返還金受取人は、入居契約により、入居者の死亡を停止条件として、K社に対して直接返還金の返還を請求する権利を取得したものと解すべきである。

③ したがって、本件返還金は被相続人の相続財産であるということはいずれも、これを前提とする原処分庁の主張は、採用することができない。

④ 入居一時金の原資は被相続人の定期預金の一部であると認められることからすれば、実質的にみてGは、第三者のためにする契約を含む入居契約により、相続開始時に、被相続人に対しを支払うことなく、同人から入居一時金に係る返還金の返還を請求する権利に相当する金額の経済的利益を享受したというべきである。

⑤ そして、Gは、被相続人から相続により他の財産を取得していることから、相続税法第9条の規定により被相続人から贈与により取得したものとみなされる利益の価額(本件返還金と同額)は、当該他の財産に加算され、相続税の課税対象となる(相法19条①、相続開始前3年以内の贈与)。

2 本来の相続財産とした判決

平27. 7. 2東京地裁判決
(棄却) Z888-1970
平28. 1. 13東京高裁判決
(棄却)(上告受理申立て)
Z888-1994

SERIES TAINS 解体新書

老人ホームの入居一時金の返還金

— 相続財産・みなし贈与財産 —



依田 孝子〔大森〕

<事案の概要>

この事案は、前述の判決を不服として、原告ら(被相続人の姪・甥)が訴訟に及んだものです。

<裁判所の判断>

東京地裁では、入居一時金の返還金について、被相続人に帰属する本来の相続財産であると判断しました。

なお、この判決は東京高裁でも維持されています。

① 介護型有料老人ホームの入居契約の各条項によれば、入居一時金の返還金は、入居契約の解除又は終了に伴う原状回復又は不当利得として返還されるものであって、受領すべき者は入居契約の当事者であると解される。

② そうすると、入居契約において返還金受取人は1名を定めるとされている(契約書36条1項)ことにも照らせば、被相続人死亡の場合には、単に受領すべき被相続人が死亡している以上、被相続人が受領することができないため、事業者の返還事務の便宜のために予め入居契約においてこの場合の受取人が指定されているにすぎず、指定された受取人に当然に返還金全額を帰属させる趣旨ではないというべきである。

③ 入居一時金は、被相続人の定期預金ひいては昭和59年3月に購入されたワリコーが原資であり、被相続人が出捐したものと認められ、本件預け金の存在を認めることはできないから、実質的にみて原告Gが入居一時金を出捐したという余地もない。

④ 以上に照らせば、入居一時金の返還金は被相続人に帰属する財産であると認められる。

II 入居一時金の返還見込額

平18. 11. 29公表判決
(棄却) J72-4-26

<事案の概要>

M・K夫婦は、入居一時金等(出捐額は、Mが6,561万円、Kが1,220万円)

をN社に支払い、平成14年4月4日に有料老人ホームに入居しましたが、Mは同年8月に死亡しました。

本件では、Mの死亡に伴い生じる入居一時金等の返還額及び返還見込額が相続財産になるか否かが争われました。

<審判所の判断>

審判所では、被相続人が有していた権利は、老人ホームの終身利用権(一身専属権)であるから相続財産に該当しないと審査請求人の請求を付け、相続財産に該当すると判断しました。

① M・K夫婦には、入居契約の締結日時点において、今後、契約に定める老人ホームの居室等を終身にわたって利用し、各種サービスを受領する権利とともに、同人らの死亡又は解約権の行使を停止条件とする金銭債権が生じていると認めるのが相当である。

② その金銭債権は、金銭に見積もることができる経済的価値のある権利として、本来の相続財産に該当する。

③ Mの死亡により返還されるべき金額61,241,000円は、MらがN社に入居一時金等を一括して支払っていることから、その負担割合に応じてそれぞれの金銭債権が構成されているものとみるのが相当である。

④ そうすると、入居契約に基づき生じる入居一時金等に関する金銭債権のうち51,638,889円はMの相続財産であり、Kは、Mの死亡により、当該金員を死亡時点で入居契約の内容等により取得したと認めるのが相当である。

おわりに

有料老人ホームの入居一時金の返還金に関する情報をTAINSで検索する場合のキーワードは、「老人ホーム」「入居一時金」「返還金」などです。

収録内容に関するお問い合わせは
データベース編集室へ
TEL 03(5496)1416

提案型会計事務所へ。

MJS!

ミロク情報サービスが
バックアップ。

MJS



MJSイメージキャラクター
菊川 伶

経営提案できる会計事務所へ。
MJSは強カプロフェッショナルツール
ACELINK NX-Proと
顧問先業務システムとの連携で全面支援。

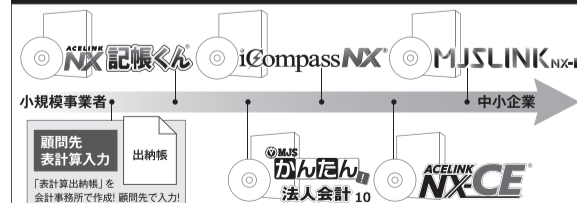
顧問先の自計化を効果的に推進するとともに、PDCAサイクルに沿った経営マネジメントが可能に。

顧問先視点からの、真に実効性ある経営戦略提案を実現します。

会計事務所向けERPシステム

ACELINK
NX-Pro

事業所・企業規模に合わせたラインアップ、MJSの顧問先向け業務パッケージ



(顧問先へ導入いただくことで、ACELINK NX-Proの実力を最大限に活かれます)

●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX記帳くん、iCompass NX、MJS LINK NX-I、MJSかんたん!法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス (証券コード:9928) MJS